

国民健康保険からのお知らせ



市民課保険年金係 ☎ (25) 1148

マイナンバーカードの健康保険証利用について、制度の仕組みや健康保険証利用に関するメリットをお知らせします。健康保険の資格履歴を一元的に管理し、医療機関などの窓口で提示されたマイナンバーカード（個人番号カード）をもとに、被保険者が加入する医療保険などをすぐに確認できる仕組みです。これまでの保険証も今までどおり使用できます。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関する6つのメリット

①健康保険証としてずっと使える

就職・転職・引越などをして健康保険証の切替を待たずにマイナンバーカードで医療機関を受診できます。

②医療保険の資格確認がスピーディーに

医療機関や薬局に設置されているカードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における円滑な事務処理が期待できます。

③手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要に

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。
※国民健康保険税が未納のかたや未申告のかたが世帯内にいると、対応できない場合があります。

④健康管理や医療の質が向上

マイナポータルでご自身の薬剤情報（令和4年9月以降）や特定健診情報（令和3年4月以降）を確認できます。また本人が同意すれば、今までに使った薬剤情報や特定健診情報を医師などと共有でき、多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

⑤医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者などの事務処理のコスト削減につながります。

⑥マイナンバーカードで医療費控除も便利に

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります。また所得税の確定申告での医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

ここがポイント

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、下記の2点が必要です。
 - (1) マイナポータルで利用申込が済んでいること
 - (2) 利用できる医療機関・薬局であること
- マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。
- オンライン資格確認開始後も、国民健康保険の加入・脱退の届け出は、引き続き必要です。
- 健康保険証はこれまで通り発行され、医療機関などで引き続き利用可能です。

<利用申込方法>

- ①マイナポータルを起動する
- ②「健康保険証利用申込」を押す
- ③利用規約などを確認し、同意する
- ④マイナンバーカードを読み取る

必要なもの

- ・マイナンバーカード + 設定した暗証番号
- ・マイナンバーカード読取対応のスマホなど
- ・マイナポータルのインストール



iPhone
マイナポータルアプリのダウンロード



Android



申込方法
特設ページ

特定健康診査の受診 ～11月末で終了します。早めに受診してください～

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、特定健康診査や人間ドックの受診者数が減少しました。特に、40代、50代の年齢層の受診率が低い状況が以前から続いています。ご自身の健康管理のためにもぜひ受診しましょう。

健康年齢通知の送付 特定健診を受診したことがないかたの受診や、毎年の継続した受診につなげるため、8月上旬に過去の健診結果に基づき算出した「健康年齢」を対象のかたに通知しました。健康年齢は、自分の体の健康状態をわかりやすく理解するための指標です。今年度の特定健診や国保の人間ドックを受診していただくと、今年の健診結果をもとに「健康年齢」を通知しますので、ぜひ受診してください（受診日や健診結果により健康年齢が測定できない場合があります）。

電話による受診勧奨 健康年齢通知の作成を委託しているジェイエムシー（株）（☎0120-966-476）から受診勧奨（健康相談含む）の電話をかけさせていただいています。受診のタイミングと行き違いがあった場合、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。